

水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) 判定区分「適」の水浴場

- ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。

(2) 判定区分「可」の水浴場

- ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
- ・各項目の全てが「水質 C」以上である水浴場を「水質 C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満 [*]
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本産業規格 K0102-1 17.2 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。